

# 国有財産の一般競争入札のご案内

## 1. はじめに

(1) この「入札案内書」には、入札の参加に必要な入札方法、契約手続、物件調書等を記載しています。

入札に参加される方は、この「入札案内書」と「入札要領」を熟読の上、入札に参加してください。（「入札要領」は15ページをご覧ください。）

(2) 入札に参加される方は、近畿財務局ホームページ掲載の周辺図等により、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も調査の上、ご参加ください。

※ 現地確認に際しては、ご近所のご迷惑にならないようご配慮願います。

また、現地には駐車スペースがありませんので、違法駐車や迷惑駐車をされませんようお願いいたします。

(3) 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。

また、工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

※ 国は越境関係の解消や道路使用に係る同意等のための折衝や手続は行いませんので、購入者において相隣関係にある当事者間で話し合ってください。

また、契約後に越境関係等が判明した場合も同様です。

## 2. 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」（巻頭）のとおりです。

入札物件については、やむを得ない事由により入札中止となる場合があります。

その場合、入札参加に要した費用（調査に要した費用や入札保証金振込手数料など）の補償はできません。また、入札保証金の返還に当たっても、利息は付しませんので、あらかじめご了承ください。

入札保証金の納付時等には、近畿財務局のホームページ (<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>) で最新の情報をご確認ください。

## 3. 入札参加者の資格

次に掲げる者以外の方であれば、どなたでも参加できます。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者

② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

（各法令は20ページをご覧ください。）

## 4. 現地案内

今回の入札物件のうち、下記の物件については、各現地において現地案内を行います。事前予約は必要ありませんので、入札物件所在地に現地集合してください。

時間内は、随時敷地及び建物内の確認ができます。ただし、安全確保のため立ち入りや人数を制限する場合があります。

現地案内に際しては、ご近所のご迷惑にならないようにご配慮願います。

また、現地には駐車スペースがありませんので、違法駐車や迷惑駐車をされませんようお願いいたします。

なお、下記以外の物件については、現地案内は行いませんので、現地の確認は、必ず事前に入札者各自で行ってください。

物件番号	現地案内日	時 間
1201	令和8年5月15日（金）	11:00 ～ 12:00
1202	令和8年5月19日（火）	10:00 ～ 11:00
1608	令和8年5月15日（金）	13:00 ～ 14:00

※ 自然災害の影響等により、やむを得ず現地案内の中止 若しくは日程・時間の変更を行うことがありますので、必ず事前に 近畿財務局入札班（TEL06-6949-6122）又は各物件の所在地を管轄する各財務事務所（巻末(3)「管轄地域・契約担当一覧」をご覧ください。）に確認してください。

※ やむを得ず現地案内の中止 若しくは日程・時間の変更を行う場合は、近畿財務局のホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>）に掲載します。

## 5. 資料の閲覧及び特約条項

### (1) 閲覧資料

閲覧場所 大阪合同庁舎第4号館9階

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(4)（入札班）

令和8年5月11日（月）～令和8年6月8日（月）※閉庁日を除く

午前9時～12時、午後1時～午後5時まで

又は各物件の所在地を管轄する各財務事務所

（巻末(3)「管轄地域・契約担当一覧」をご覧ください。）

※ 資料の閲覧を希望される方は、大阪合同庁舎第4号館受付から近畿財務局入札班（内線番号：3389、3324）にご連絡願います。

※ 大阪合同庁舎の閲覧場所では、近畿財務局管内全ての物件の閲覧資料をご覧いただけますが、大阪府以外に所在する物件の建物の竣工又は設計図書については、各物件の所在地を管轄する各財務事務所にて確認願います。

各物件の閲覧資料等については、下表をご覧ください。

**閲覧資料欄に記載する資料を用意していますので、入札参加者は必ず物件調書の記載内容並びに閲覧資料をご確認の上、入札願います。**

物件に関するお問い合わせは、各物件の所在地を管轄する担当班にお問い合わせください。  
(巻末(3)「管轄地域・契約担当一覧」をご覧ください。)

物件番号	閲覧資料
1001	地積測量図、越境物に関する確認書、埋設物調査報告書、土地履歴調査報告書
1002	越境物に関する確認書、埋設物調査報告書、土地履歴調査報告書
1003	地中レーダー探査報告書、土地履歴調査報告書、建物解体工事写真
1201	越境物に関する確認書、地中レーダー探査報告書、設計（新築工事）図面、上賀茂森林事務所アスベスト目視調査業務報告書、上賀茂森林事務所PCB調査結果報告書
1202	地積測量図、土地履歴調査報告書、アスベスト有無に関する事前調査結果報告書、アスベスト分析調査報告書
1203	地中レーダー探査報告書、土地履歴調査報告書
1401	丈量図、地積測量図、土砂災害警戒区域区域図、地中レーダー探査報告書、土地履歴調査報告書
1402	丈量図、地積測量図、土砂災害警戒区域区域図、埋設物調査報告書、土地履歴調査報告書
1403	越境物に関する確認書、土砂災害警戒区域区域図、埋設物調査報告書（3部）、土地履歴調査報告書
1404	埋設物調査報告書
1601	工作物に関する確認書、管理棟跡地埋設物調査結果一覧表、宇治取水場管理棟他撤去工事に伴う地歴調査結果報告書、環境結果報告書、建物解体時の資料
1602	越境物に関する確認書（2通）、地下埋設物調査報告書
1603	地積測量図、越境物に関する確認書、地下埋設物調査報告書
1604	通行承諾書
1605	地積測量図、地下埋設物調査報告書
1606	地下埋設物調査報告書
1607	越境物に関する確認書、地積測量図、地下埋設物調査報告書、地中レーダー探査報告書
1608	越境物に関する確認書、津波災害警戒区域区域図、埋設物調査報告書、土壤汚染詳細調査報告書、設計図面（昭和57年度湯浅区検察庁仮設庁舎新営工事）、石綿含有建材調査結果報告書、石綿含有建材分析結果一覧、旧湯浅区検察庁に係るPCB調査について

## (2) 特約条項

①全ての物件について、売買契約書第8条に特約条項が付されます。

### (特約条項)

**第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。**

②物件番号 1403 については、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）において注視区域として指定されています。

本物件については、売買契約書第8条の3、第8条の4、第8条の5、第8条の6に、以下の特約条項が付されます。

### (重要施設の施設機能を阻害する行為の禁止)

**第8条の3 乙は、売買物件を重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第1項に規定する重要施設（同法第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供させてはならない。**

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡した場合であっても、前項の義務を免れることができない。

### (買戻しの特約)

**第8条の4 売買物件の利用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第9条第2項に基づく命令が発せられた場合、甲は、売買物件を買い戻すことができる。**

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

### (買戻しの登記)

**第8条の5 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第8条の6第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。**

### (買戻権の行使)

**第8条の6 甲は、第8条の4第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。**

2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

## 6. 入札に当たって付す条件

入札物件の売買契約には、以下の条件を付します。以下の①及び②の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の①及び③の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

### ① 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

### ② 実地調査等

上記①の履行状況を確認するために国が「必要と認めるときは実地調査を行うこと」ができ、国から「要求があるときは資料を添えて利用状況等を報告」しなければならない、また「正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出」を怠ってはなりません。

### ③ 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

## 7. 入札受付期間及び開札の日時、場所

### (1) 入札受付期間及び提出先

令和8年5月21日（木）午前9時から

令和8年6月8日（月）午後5時まで（必着）

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館9階

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(4)（入札班）

※ 財務事務所・出張所では受付を行いません。

※ 閉庁日は受付を行いません。

※ 電話による応札状況の照会（応札の有無のみ）については、入札受付の終了翌日（開庁日）の午前9時以降の対応となります。

後日、近畿財務局のホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>）において応札状況（応札の有無のみ）を公表します。

### (2) 開札の日時及び場所

令和8年6月24日（水）午前10時から

大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

※ ① 受付は開札開始時刻の30分前から行います。

② 入札参加者（共有名義人、単独又は共有名義の法人での入札の社員、代理人入札の代理人を含む。）の開札への参加は自由です（入札参加者以外の方及び開札前に無効となった方は開札会場への入場はできません。）が、極力必要最少人数で参加をお願いします。

また、参加者が多数となった場合は、開札会場への入場を制限する場合があります。

- ③ 入札参加者は、本人確認のため、「入札保証金振込依頼書」の本人控（依頼人保管用（原則本紙、コピー可））を持参の上、会場受付で提示してください。  
 なお、開札結果は、入札者全員に文書で通知します。

※ 電話による開札結果の照会（落札・不調の別のみ）については、開札日の翌日（開庁日）の午前9時以降の対応となります。

後日、近畿財務局のホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>）において開札結果（「18. 契約内容等の公表（1）」12ページ）を公表します。

## 8. 入札保証金の納付と返還

### (1) 入札保証金の納付

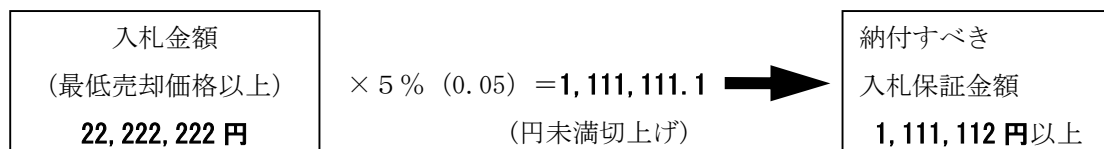
入札する前に、入札保証金として、入札金額の5%以上（円未満切上げ）に相当する金額（最低売却価格の5%以上ではありません。）を、配付した所定の「振込依頼書」（3枚複写）を用いて、最寄りの金融機関から指定口座へ振り込んでください。

ATM及びインターネットバンキングによる振込の場合「保管金受入手続添付書」に領収印が押されないため、必ず金融機関の窓口にて振込手続を行ってください。

- ※ ① 「振込依頼書」に依頼日、金額（¥マークも）、物件番号、及び振込依頼人の氏名、住所を記入の上、振り込んでください。  
 ② ゆうちょ銀行（郵便局）からの振込みはできません。  
 ③ 振込手数料は入札者の負担となります。  
 ④ 振込書2枚目の「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）は、他の入札関係書類と共に提出していただきます。  
 ⑤ 取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）の提出がない場合、入札保証金として受入できません。  
 ⑥ 共有名義の場合は、共有者のうち任意の方が振り込んでください。  
 ただし、振込者（依頼者）名は、「入札書」の入札者氏名及び「入札保証金提出書」の返還先口座名義人氏名と一致させてください。

（「振込依頼書」の記入例は26ページをご覧ください。）

### ※ 入札保証金計算例



### (2) 入札保証金の返還

- ① 落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめ入札者が指定された金融機関の預貯金口座に振り込む方法により還付します（預貯金口座は普通（通常）、当座、通知、別段に限らせていただきます）。

※ インターネットバンキング等への振込みはできません。

なお、金融機関への振込手続には開札日から 10 日程度要しますので、ご了承ください  
(入札保証金に利息は付しません)。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

(「11. 落札者の決定方法」9 ページをご覧ください。)

- ② 入札保証金を振り込んだものの、入札書の提出を行わない場合においては、入札保証金の返還手続を行うため、「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」の提出が必要となります。このような場合は、近畿財務局入札班 (Tel.06-6949-6122) にご連絡ください(連絡をいただけない場合は、入札保証金の返還に時間を要する場合があります。)

## 9. 入札の方法

配付した所定の用紙、封筒を使用し、下記のとおり行ってください。

また、既にお持ちの古い入札書類を使用し入札された場合は無効となることがありますので、お申込みに当たっては、必ず最新の入札書類をご使用ください。

なお、理由のいかんにかかわらず、提出された入札書の引換え、変更及び取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

ただし、「11. 落札者の決定方法」(9 ページ)に記載のとおり、落札者の決定を留保した場合のみ、開札後、入札を辞退することができます。

また、売買契約及び登記名義は入札書に記入された名義となり、落札後に名義等の変更(持分の変更、法人から個人への変更等)を行うことはできません。

※ 各書類記入方法については、「入札書等記入方法」22 ページ及び「入札書等提出方法」36 ページをご覧ください。

### (1) 入札書

- ① 入札の記載方法をよく読んで間違いのないようにしてください。
- ② 入札金額の訂正は一切受け付けられません。
- ③ 入札金額の前に必ず「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ④ 入札物件の総額を記入してください。

なお、物件番号 1201、1202 の最低売却価格については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となっておりますので、入札にあたっては、消費税及び地方消費税を含めた金額を「入札書」に記入してください。

- ⑤ 最低売却価格に達しない入札は無効となります。
- ⑥ 共有名義で入札される場合は、持分割合を記入してください。

### (2) 入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書

- ① 2 枚複写となっております。
- ② 入札保証金を振り込んだ時に金融機関の窓口より渡される「保管金受入手続添付書」を 2 枚目の「入札保証金振込証明書」の用紙に貼付してください。

- ③ 振込金額欄には、入札保証金の金額を記入してください（入札金額ではありません。）。
- ④ 入札者、共有者のふりがな、性別及び生年月日を必ず記入してください（法人の場合は、性別及び生年月日は不要です。）。
- ⑤ 「入札書」と「入札保証金提出書」等の名義は一致している必要があります。  
異なる名義での入札は無効となりますのでご注意ください。
- ⑥ 共有名義で入札される場合は、必ず「入札保証金提出書」等の名義も共有とし持分割合も記入してください。

### (3) 役員一覧

法人で入札される場合に必要です（提出がない場合は、入札は無効となります。また、法人の登記事項証明書で代用することはできませんのでご注意ください。）。

### (4) 共有者一覧

3名以上の共有名義又は代理人を立てて代理人を含め3名以上となる入札の場合に必要です。「入札書」、「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」それぞれに「共有者一覧」との添付が必要です。

### (5) 委任状

以下の場合などには、代理人を立てる必要はありません。

- 入札者本人に代わって入札関係書類の提出をする場合。
- 共有名義人、単独又は共有名義の法人での入札で社員が開札会場へ入場する場合。

代理人は、入札書等を入札者本人名義で作成できない場合に必要です。

- ① 委任者（入札者）の実印の押印が必要です。
- ② 委任者の印鑑証明書を添付してください。
- ③ 委任者が海外に在住しているなど印鑑証明が添付できない場合は、近畿財務局入札班（Tel.06-6949-6122）へご連絡ください。

### (6) ご注意いただきたいこと

- ① 「**郵送用封筒（茶色）**」には、上記の提出書類に漏れがないかどうかチェックの上、封をし、裏面に「住所」「氏名」を記入してください。
- ② 「**入札書提出用封筒（白色）**」には、入札書のみを入れて封をし「開札日」「物件番号」の記入をお願いします。

※ 「**郵送・提出する前に確認しましょう！**」（37ページ）でもう一度よく確認の上、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便により送付してください。

※ 受付最終日（令和8年6月8日（月）午後5時必着）までに到達していない入札書は無効となりますので、余裕をもって早めに持参又は簡易書留郵便で送付してください（消印有効ではありません。）。

## 10. 入札の無効

「入札要領」において無効としているもの（「入札要領」は15ページをご覧ください。）。

## 11. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保すると共に、当該物件に係る入札者全員にその旨を通知します。

※ ① 落札者決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には入札保証金を返還します。

② 入札要領第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定し、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とすると共に、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

- (2) 落札となるべき同価の入札者が2人以上の場合は、全物件の開札終了後くじによって落札者を決定します。当該入札参加者が開札会場にいない場合は、国の指定した者が入札者に代わってくじを引き落札者を決定します。

※ 落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

## 12. 契約説明

- (1) 契約手続の説明は、落札を留保した場合を除き 令和8年6月30日(火)までに、各物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所において行います。

なお、日時は、別途各契約担当者から連絡させていただきます。

(巻末(3)「管轄地域・契約担当一覧」をご覧ください。)

- (2) 契約説明には、「入札結果通知書」を持参の上、必ず落札者本人又はその代理人が出席してください。なお、代理人が出席する場合には、本人の委任状（様式適宜）が必要です。

- (3) 落札された方は、国との売買契約締結に際し、あらかじめ所定の「売払申請書」と「6.入札に当たって付す条件」の①及び③の条件に違反しない旨の「誓約書」を提出していただきます。  
(「誓約書（様式）」は21ページをご覧ください。)

### 13. 契約の締結等

- (1) 売買契約の締結は、落札の決定を留保した場合を除き 令和8年7月23日(木)までに各物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所において契約を行っていただくこととなります。
- (2) 落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知します。
- (3) 落札者が、契約締結期限までに契約を締結されない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。
- (4) 国と落札者との売買契約書は、「国有財産売買契約書(案)」のとおりです。  
(「国有財産売買契約書(案)」は17ページをご覧ください。)

### 14. 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金の支払方法には、下記(2)の物件を除き次の2通りがあります。  
いずれの方法によるかは契約説明の際にお申し出ください。

#### ① 売買契約時に全額を納付していただく方法

契約締結日には入札に当たって納付された入札保証金と売買代金との差額をご用意ください。

売買代金(入札保証金との差額)は、現金又は銀行振出小切手により納付してください。  
(「銀行振出小切手(見本)」は21ページをご覧ください。)

(注) 紙の小切手については2027年3月末までの利用廃止に向けた取り組みが進められています。小切手により売買代金を納付される場合は、必ず事前に振出予定金融機関へ利用可否をご確認ください。

#### ② 売買契約時に契約保証金を納付して20日以内に差額をお支払いいただく方法

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上を納付していただき、その後、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により売買契約締結の日を含めて20日以内に支払っていただきます。

- (2) **厚生労働省が所管する財産(物件番号1604)は、委任を受けて財務局において入札を実施しており、売買代金の支払方法は、上記(1)の②の方法のみとなります。**
- (3) ① 入札に当たって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができます。その場合は、契約締結日には入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。  
② 契約保証金は現金又は近畿財務局等から交付を受けた「振込依頼書」により納めるか、これに代えて銀行振出小切手の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。  
③ 売買契約締結日を含めて20日目が金融機関の休業日となる場合には、直前の営業日が支払期限となります。

- ④ 売買代金の支払が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなりますのでご注意ください。

## 15. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします（現地での引渡しは行いません。）。

なお、所有権の移転までは物件を使用又は収益をすることはできません。

- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、国が行います。

ただし、未登記の建物については国において登記手続は行いません。

登記名義は、売買契約の買受人名義（入札書に記入された名義）で行います。

なお、中間省略登記はできません。

- (3) 売買契約書（国保管用のもの1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

※ ① 物件の引渡しは現状有姿で行いますので、入札参加者において必ず事前に現地の確認をしてください。

② 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、各物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所の各契約担当者へあらかじめご相談ください。

ただし、**厚生労働省が所管する財産（物件番号 1604）は、抵当権の同時設定ができませんので、あらかじめご了承ください。**

## 16. 境界に関する書面

国が引渡し物件に係る敷地の「境界に関する書面」を保有している場合は、売買代金が完納された後、受領書と引換えに当該書面（※印鑑証明書を除く。）を交付します。

なお、当該書面の原本を国が保有していない場合は写し、また、売却物件以外の国有地に係る書面を兼ねている場合等で原本が交付できないときは原本証明した写しを交付することになりますので、あらかじめご了承ください。

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、印鑑証明書は国（行政機関）の保有する個人情報に当たるため、第三者への引渡しができません。

国が印鑑証明書の原本を保有している場合で、買受け後において、法務局への登記申請等で印鑑証明書が添付されていないことによる不都合が生じた場合は、法務局からの照会に対応することとしていますので、各物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所の各契約担当者にご相談願います。

## 17. 入札に付しても落札に至らなかった物件の売却

入札者がなかった物件については、原則として、先着順による売却を行います。  
受付開始日、申込方法等の詳細については、決定次第、当局ホームページ等でお知らせします。  
なお、申込者の資格及び申込みに当たって付す条件等は入札時と同様です。

## 18. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに近畿財務局のホームページ (<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>) において公表することとなります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を近畿財務局のホームページ (<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>) において公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

## 19. 個人情報について

入札参加のために提出された書類等に記入された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。

## 20. 契約不適合について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合には、速やかに契約手続を行った近畿財務局・各財務事務所までお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合に当たると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払については、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注） 挙証資料とは、以下の資料をいいます。

ア 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注） 費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承ください。

③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払には応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

④ 費用の支払に当たっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。